

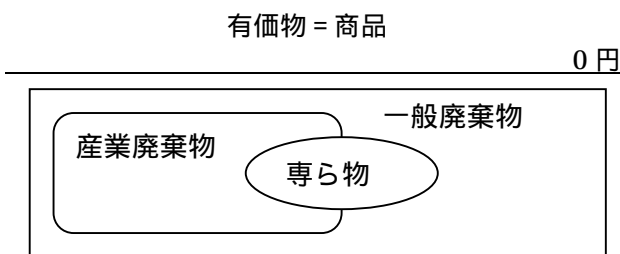


専ら再生利用とは？

さて、新年度になり4ヶ月が過ぎましたが、新しく廃棄物の担当になられた方もいらっしゃると思いますので、軽くおさらいをしたいと思います。

他の部署から廃棄物の担当になられて最初に戸惑うのが、この「専ら物」という物ではないでしょうか？きっと、前任者からは、「産廃は罰則が厳しいので十分注意する様に！」などと厳しく申し送りされている事と思います。(これは本当です。)ところが、運搬業者が来て、「これは専らだからマニフェストはいりませんね。」などと言われると、本当にいいんだろうか？でも長年取引している業者だから・・・などと判断に困る事もあると思います。それでは、この「専ら物」とは何者が法から追ってみましょう。

さて、その前に廃棄物とは？という問題に当たります。まあ、ざっくりと言いますと、0円というラインを水平に引き、それより上が有価(要は一般の商品)であり、線より下が廃棄物の領域になります。廃棄物の中には一般、産廃という2つの領域があります。この2つの領域で品物を扱うには、それぞれ許可が必要となります。そして、この2つに領域の中に、「専ら物」という領域があります。



廃棄物の取り扱いには、許可が必要ですが、この「専ら物」に当たる品物を扱う場合には、許可が不要なのです。お分かりでしょうか？つまり、廃棄物の領域にありながら、取り扱いに許可が不要なもの、という事になります。ここまでの流れを条文で追っていくと、産廃の処理にお

いては、14条に記載されています。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条6

産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。(カッコ書き内省略)

つまり、廃棄物には、自己処理の原則と言うのがあり、これは、排出者が自分で運んだり、処分したりする場合は、許可が要らないというものです。但し、保管、処理基準は適用されますので、何をやっても良い訳ではありません。その上で、他人(他社)に委託する場合は、委託基準に沿って、許可のある業者に委託しなさいという事になっています。しかし、専ら再生利用する場合には、規制対象外としますという事です。

さて、それでは、リサイクルするものは、なんでも専ら物と言えるのでしょうか？当然そんな事はありませんが、一般的に目にする廃棄物処理法法令集をめぐってもそんな事は、書いてありません。実はこの事は、通知で規制されているのです。昭和46年の環整43号4(2)がそれに当たります。

さて、それでは、この環整43号4(2)を見てみましょう。

産業廃棄物の処理業者であっても、もっぱら再生利用の目的となる産業廃棄物、すなわち、古紙、くず鉄(古銅等を含む)、あきびん類、古繊維を専門に取り扱っている既存の回収業者等は許可の対象とならないものであること。

つまり、本質的な考え方は、リサイクル市場の確立しているものについては、その流れを阻害しない様に、規制の対象外にしようという事です。

さて、ようやくゴールが見えてきました。通知で規定されている4品目について取り扱う場合、許可を要しないと言う事は、つまり廃棄物処理法の規制を受けないということであり、産廃の取り扱いに必要なマニフェストも不要という事です。ですから、冒頭で運搬業者が言った事は、間違いではないのです。

しかし、一方で排出事業者責任は、年々厳しくなっております。何らかの形で、トレーサビリティを確保しておく事は必要でしょう。その際には、オリジナルの納品書を御準備頂く事もいいですし、産廃用のマニフェストを流用する事も可能でしょう。但し、当社の場合には、マニフェストの取り扱いが粗雑にならない様に、専ら物に関する場合でも、マニフェストをご利用になる場合には、収集運搬の許可をお持ちである事が、発行の条件となっております。この点は、法よりも厳しい条件付けとなっておりますが、少なくともマニフェストを使うのであれば、収集運搬程度の知識は、身につけていて頂きたいと思っております。それすらない人が、品物を見て、専ら物と判断できるとは、残念ながら思えないのです。